

山田洋先生 名誉教授号記念

献辞

山田洋先生は、昭和51年3月に本学法学部を卒業後、本学大学院法学研究科修士課程・博士課程を経て、昭和57年3月に大学院法学研究科博士課程を単位修得退学、同年4月に一橋大学法学部助手に就任されました。昭和57年10月に西南学院大学法学部専任講師に就任、その後は、西南学院大学法学部助教授、同教授、そして東洋大学法学部教授を歴任されました。この間、平成5年12月には一橋大学博士（法学）の学位を取得されました。平成10年4月に本学法学部教授に就任（平成11年4月に同大学院法学研究科教授に配置換）され、以来、20年間にわたり本学の教育研究のために力を尽くしてこられました。

この間先生は、本学において、数多くの要職をつとめられ、また、法学部、大学院法学研究科において、行政法、行政法特殊問題などの講義を担当されるとともに、ゼミナールを通じて多数の学生を指導してこられました。法科大学院においては、行政法、演習、公法実務基礎などの講義を担当され、国際・公共政策大学院においては、行政法基礎論、法と公共政策をはじめとする講義を担当されました。難解な行政法理論につき、ユーモアを交えながら、実務的な側面も含めてわかりやすく明快な論理のもとに展開される先生の講義は、常に学生の人気を博してきました。先生は後進の育成にも力を注がれ、先生の指導の下で育った多くの優秀な研究者が、国内外の大学において活躍されています。

先生は、研究面では、行政法、環境法、ドイツ法などの諸領域において幅広い問題に取り組み、行政法学の理論的発展を常に先導してこられました。ドイツの大規模施設設置手続の複合的な行政過程の構造を解明し、学界に大きな示唆を与えた『大規模施設設置手続の法構造』（信山社、平成7年）、国境を越えた環境行政法の思考枠組の構築を成し遂げた『ドイツ環境行政法と欧州』（信山社、平成10年）をはじめとして、『道路環境の計画法理論』（信山社、平成16年）、『リスクと協働の行政法』（信山社、平成25年）など、先生の著作・論文はいずれも、学界における共通財産として高く評価され、後進の育成に計り知れない影響を与

えています。

学外にあっても、日本学術振興会科学研究費委員会専門委員、関東地方整備局入札監視委員会委員、東京都情報公開審議会委員、東京都個人情報保護審議会委員、文京区基本構想推進会議委員、東京都情報公開審査会委員、大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員、法務省刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会委員、学術振興会特別研究員等審査会専門委員及び国際事業委員会書面審査員、国立国会図書館公平委員会委員、総務省情報公開・個人情報保護審査会委員、社会資本整備審議会委員、国税審議会委員などの重責を担われ、実務における行政法理論の発展に多大な貢献をされました。また、司法試験（新司法試験）考査委員、行政書士試験試験委員、税務大学校講師、国家公務員総合職試験考査委員として、行政法の教育面での発展にも、大きく貢献され続けてられました。

先生は平成30年3月をもって一橋大学を離れられ、現在は、獨協大学法学部教授として、教鞭をとっておられます。平成29年4月、一橋大学より先生に名誉教授の称号が授与されました。そこで、先生のもとで学んだ公法の研究者、同じ法学研究科で先生にお世話になった公法のスタッフが、名誉教授の称号の授与をお祝いするために、特集を組むことにいたしました。先生が今後ともお元気で御活躍されることを、執筆者一同、心より願っております。

平成30年7月

公法系スタッフを代表して 野口貴公美